

京都市告示第446号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年11月6日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
洛西第二緯 12号線	西京区松室吾田神町107番地の5地先 から	旧	メートル 31.70	メートル 6.06 ~ 6.10
	同町101番地地先まで	新	31.70	6.01 ~ 7.19

(建設局土木管理部道路明示課)